ASC JAPANDESK

MONTHLY BULLETIN

September, 2020

From the Desk Editor

Dear Reader,

Konnichiwa

I would like to express my gratitude to you to take out your valuable time to read our monthly newsletter **"ASC JapanDesk Monthly Bulletin"**. Our objective of releasing this newsletter is imparting relevant information, press releases, notifications, periodic updates, news, policies, events, announcements, opportunities, etc. pertaining to India and Japan and to keep you updated. There is a "Cultural Corner" also in this newsletter giving the background and importance of festivals or cultural events celebrated in India and Japan in the previous month.

We, as ASC, always believe in strengthening the relationship of India & Japan and between their people, exchanging each other's cultures and provide its services & support to Japanese Corporations and Expatriates. We understand and value holistic growth through our expert consultancy services in the field of taxation, assurance, financial and legal dimensions.

I am hopeful that reading this newsletter would be rewarding to the readers. This small initiative shall go a long way in building our healthy relationships and create the platform to work together in near future. I would like to request my readers to kindly share your valuable comments & suggestions on this initiative for its further improvisation.

I wish to close my note with the words *"Content could be anything, but it should add value to the reader's life"*.

Arigato Gozaimasu!!

CA Amit Kumar Rai
Vice-President
ASC Group

From the Desk Editor

読者の皆様へ

　大変お世話になっております。
この度、弊社 ASC Group で月次のニュースレターを発行する運びとなりました。
目を通していただきましてありがとうございます。
ニュースレターの発行の目的は、税務、法務コンプライアンスのアップデート、上記に関わらず日印間におけるニュースの共有です。
毎月 7 日から 10 日の間に前月のハイライトをまとめてお届けする予定です。

インドで起こる日々は良い意味でも、悪い意味でも日本で過ごす日々とは一味違うと思います。ここでの経験、縁が将来なにか面白いものを生み出すと確信しております。インドにいる日本人という貴重な縁に感謝し、ASC Group として日系企業様のお力になれましたら幸いです。

本ニュースレターは弊社の事業領域のみならず、日本、インドに関わる話題、インドの文化の情報などを掲載していきます。
皆様のお役に立てれば幸いです。
記事の内容についてのご要望、ご質問等ありましたらぜひともご連絡ください。
最後になりましたが、ご家族ともにご自愛くださいませ。

得居　大祐
ジャパンデスクのマネージャー
ASC グループ

目次　　記載ページ

- 税務、法務アップデート
  - 1. GOODS AND SERVICES TAX (GST) 5
  - 2. DIRECT TAX 6-8
  - 3. その他 - AGM について 9
- 安倍首相、辞任 9
- 独立記念日でのモディ首相のスピーチ 10
- 日本はインドにおける COVID-19 パンデミック対策のため緊急ローンを発表 11
- 中国からの生産拠点の移転、インド、バングラデシュを追加 11-12
- チャーターフライト再開の期待 12
- インドはアッサム州に日本企業向け工業団地を設置する予定 12-13
- Odisha 州は日本企業の投資誘致に向け専用工業地帯を提供 13-14
- ある日系の自動車メーカーが四半期赤字に！ 14
- インド,日本間の製薬・医療機器分野における緊密な協力が必要 14-15
- インドから日本に鉄鋼セクターへの投資要請 15
- 日本からインドのスタートアップへの興味の増加 15-16
- 経済産業省及び JETRO フォーラムにより日本企業から投資のため促進措置 16-17
- インドのノベルコロナウイルスの最新情報と UNLOCK 4.0 説明 17-20
- インド入国にかかるチャーター便 20-21
- コロナ禍における諸外国からの日本への入国について 21
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る上陸拒否の措置に関し、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして、入国・再入国を許可することのある具体的な事例 21-22
- “Air Bubble” により外国人の再入国、国際線の再開 22
- 「自立したインド」: コロナ禍でもビジネス機会を獲得 22-25
- 文化コーナー 26-27

独立記念日でのモディ首相のスピーチ

第 74 回独立記念日のレッド・フォートでのナレンドラ・モディ首相の演説は、政府の実績と計画を長期間想起...詳細は 11 ページへ

日本はインドにおける COVID-19 パンデミック対策のため緊急ローンを発表

日本は、COVID-19 危機におけるインドの保健・医療ポリシーの実施や集中治療室を備えた病院の開発...詳細は 12 ページへ

インドのノベルコロナウイルスの最新情報

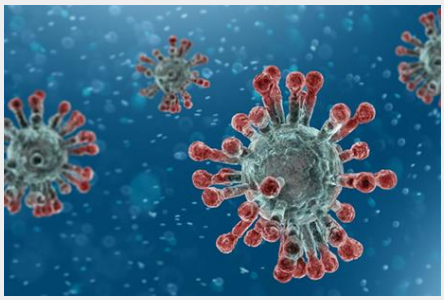

インドでは、合計約 360 万人のコロナウイルスのケースが報告されており、そのうちの 65,288 人がこ...詳細は 19 ページへ

1. 間接税・税関中央委員会（CBIC）は、総売上高が 500 クロールルピー以上の事業体について、電子請求書スキーム（E-invoicing）を導入し、2020 年 10 月 1 日以降に実施します。以前は、この上限は 100 クロールルピーでした。経済特別区域（SEZ）内の企業は、電子，請求書の発行が免除されています。

2. CBIC は、GST 登録申請者に対し、通常納税者/Composition scheme 申請者/臨時納税者/Input サービス提供者/SEZ ユニット内事業者等を対象として、Aadhar ベースの認証を導入しており、新規登録を申請する個人、あらゆる種類の事業の公認署名者、パートナーシップ企業の管理及び公認パートナー、及び世帯主は、Aadhar 番号の e-KYC 認証を選択することができます。Aadhar の認証に成功した場合、登録は 3 営業日以内に承認されたものとみなされます。

3. CBIC は、売上がない場合（いかなる申請表にも sales データがない場合に限る）SMS（ショートメッセージサービス)を使用して GST 申請、すなわちフォーム GSTR-1 を提出することを可能にしました。この種のサービスは、GSTR-3 B については既に機能していました。

4. CBIC は、自由貿易協定 （FTA/CEPA） に基づく原産地規則に関連する新たな規則を導入しました。この規則は、税関(貿易協定に基づく原産地規則の運用） 規則 2020 ［カロタール、 2020］ と呼ばれ、移行のための十分な時間を与え、かつ、所定の条件が遵守されることを確保するため、2020 年 9 月 21 日に効力を生じます。この規則の目的は次のとおりです。
   - 各貿易協定に定める原産地規則の実施に関する運用上の認証手続の補足
   - 貿易協定及び前記の規則の実施のための指針に関し、輸出国の検証当局に検証要請を送付するための手続の定義

1. 政府は、2020年8月13日、2019年のE-Assessment SchemeをFaceless Assessment Schemeに改正しました。この制度は、納税者と所得税部門の対面をなくすことを目的としており、電子モードによる対面の必要のない査定を実施するための手続きを定めています。この計画には、処罰手続きと上訴手続きも含まれます。

   CBDTは、以下のセンター/ユニットを設置し、管轄区域を指定するものとします。

   - National E-Assessment Centre (NEC): E-Assessment 手続きの集中的な実施を促進します。この制度に基づく評価を行うための下記のすべての部署間の連絡は、NEC のみを経由
   - Regional E-Assessment Centre (REC): 主席委員の幹部統括地域における E-assessment 手続の実施を促進
   - Assessment Unit: ポイントや問題点の特定、負債の決定のための資料(返金含む)、情報の分析、その他の機能
   - Verification Units: 照会、相互検証、帳簿の調査、陳述書の証人及び記録、その他の機能
   - Technical Units: 法律、会計、法医学、情報技術、評価、監査、移転価格、データ分析、管理、その他の技術的事項に関する支援やアドバイスを含む技術支援
   - Review Units: 評価注文書草案をレビューして、事実、関連する証拠、法律、および司法上の決定が注文書草案で検討されているかどうかをチェック

   上記センター及びユニットには、個人的な出頭を要求してはならないとします。

2. 中央直接税委員会（CBDT）は、国際金融サービスセンター（IFSC）に設立された第一種・第二種代替投資ファンド（AIF）の非居住者投資家/投資主に対し、永久口座番号（PAN）の取得義務を免除します。

3. CBDTは、インドの相互協定手続（MAP）プログラムに関するいくつかの側面について重要な情報を提供するため、詳細なガイダンスを提出しました。本ガイダンスは、以下の4つのセクションから構成され、納

税者、税務当局、及びインドの管轄当局とそれぞれの外国管轄権に利益をもたらすために発行されました。

- アプリケーション、プロセス、MAPケースの解決と実装のスケジュールなど、概要と基本情報
- MAPへのアクセスとアクセス拒否
- 技術的問題（下方修正、繰り返し発生する問題の解決、利息及び課徴金、二次的調整、二国間及び多国間の事前価格制度、MAP係属中の租税徴収の停止、所得税法201年条の命令により提起された要求に従って支払われる租税の調整を含む）
- タイムライン、所管当局への情報を含むMAP結果の実施

4. CBDTは、以下の規制機関との間で、あらゆる事業体/企業/組織に関する情報交換のためのMOUに署名しました。一部の企業は機関ごとに異なる財務情報を提出しており、他機関に報告されている取引を相互確認することはできなかった。今回のMOUにより、これらの機関は、事業体によって報告されている取引を相互確認して検証することができ、悪意のある行為を発見し、停止することができます。
   - インド証券取引所（SEBI）
   - 零細・中小企業省（MoMSME）
   - 間接税・税関中央委員会（CBIC）

5. Form 26 AS には、源泉徴収税（TDS）及び（TCS）に関する情報、納付されたその他の税金、還付金等の詳細が記載されています。CBDT は、既存の Form 26 AS を次のような納税者の金融取引のさらなる詳細な開示をしない新しい Form 26 AS に置き換えました。
   - 貯蓄銀行口座からの現金入出金
   - 不動産の売買、定期預金
   - クレジットカード決済
   - 株式、債券、外貨、投資信託の購入
   - 株式の買い戻し
   - 商品・サービス等の現金支払

この情報は、納税者が納税申告書を迅速かつ正確に電子的に提出することを可能にする特定金融取引（SFT）報告書を特定の者が提出することにより、当局が収集し、編集するものとします。

6. インド所得税法の現行法では、PANが利益の受取人から入手できない場合、所得税は20%+課徴金+税の高税率で源泉徴収されます。ただし、非居住者については、住民票等の代替書類を提出すれば、一定の支払額の減免(すなわち、ロイヤルティ、技術サービスに対する手数料及び資本資産の譲渡に関する支払)があります。配当税の廃止により、受取人側が課税対象となります。なお、上記の免除対象に配当は含まれていないため、PANを付与しない場合、20%の源泉徴収が行われます。

CBDTは以上に係る規則を改正し、配当支払を免除リストの範囲内としました。これにより、非居住者に対する配当については、非居住者が代替的な書類を提出すれば、源泉徴収税率の引上げが免除されることとなります。

7. 現在、企業が誤って TRACES ウェブポータルに掲載されている TDS 部門に超過額の TDS を納入した場合、当該超過額の TDS は将来の TDS 負債によってのみ調整することができ、控除者は超過額の TDS の還付を請求することができません。Hon'ble Delhi High Court に提出された最近の請求書の 1 つにおいて、当局は、超過額の還付を請求するために以下の手続を設けています。

- 控除者は、管轄区域の TDS 審査官（TAO）に状況を伝えなければなりません。
- TAO はこの苦情をメールまたは郵便で CPC-TDS に転送します。
- CPC-TDS は、それに応じて、TAO に対して、払戻要求を発行するオプション「不服申立ての効力による還付」にチェックを入れるように指示します。これにより、控除担当は払戻要求を発行できるようになり、要求番号が生成されます。
- 納入者はこの要求番号を TAO に通知する必要があり、TAO は CPC-TDS に対して、払戻要求番号を共有することによって、この要求番号を確認します。
- 在、TAO は返金額を 0（ゼロ）からチャランで利用可能な金額に引き上げ、事実の真実性と返金理由を裏付ける関連書類をアップロードする権利を有しています。
- 管轄当局からの承認後、返金要求はオンラインで処理されます。

これは、納入者が余分に預けた TDS の払い戻しを受けることができるようにする歓迎すべき手続きです。

8. いくつかの重要な裁定・判例は以下のとおりです。

(a) インド-米国 DTAA で課税されないウェブサイトのプロモーション/広告活動
[ESM Systems Pvt Ltd vs ITO（ITA 番号 350/AHD/2018)]

(b) インドにおいて中核的でない活動を行うプロジェクト事務所は、恒久的施設を構成しない
[DIT-II（国際課税）vs サムスン重工業(2016 年民事控訴第 12183 号)]

(c) 事業部の売却は事業承継、会社の売却に等しいので、譲渡人の帳簿に記載されているように WDV に限定される減価償却の請求権
[ITO vs Archroma India Pvt.Ltd（ITA 番号 306/月/2019)]

(d) 従業員の代表団体は PE にはならず、給与費用の償還は技術サービスに対する手数料ではない
[DDIT vs Yum Restaurants（Asia）Pte Ltd（ITA 番号 6018/Del/2012)]

(e) 税務当局は、還付申請の提出日から 15 日の期間が満了した後は、GST 還付金に不備があると認定する権利を有さない
[デリー高等裁判所-M/s。2020 年 7 月 22 日付け Jina International, W.P.（C）4205/2020]

AGM
Annual General Meeting

MCA は、オーディオヴィジュアル手段による年次株主総会の実施の緩和をしているのにもかかわらず、2019-20 年度の年次株主総会を開催することができない企業は、2020 年 9 月 29 日までに、所定の様式 No.GN-1 により、関係会社登記官（ROC）に期間延長を求める申請書を提出しなければならないことを明らかにしました。

MCA はまた、企業が直面している困難を考慮して、AGM の延長申請を自由に検討し、AGM の期限である 2020 年 12 月 31 日から最大 3 ヶ月間の延長を認めるよう、ROC に勧告しました。

安倍首相、辞任

安倍総理は 28 日、辞任を発表しました。

健康状態の不安によるもので、8 月上旬に持病である潰瘍性大腸炎の再発が確認されたことが要因とのことです。

安倍総理は、「病気と治療により大切な政治判断を誤ること、結果を出さないことがあってはならない。国民の皆さんの付託に自信をもって答えられる状態でなくなった以上、総理大臣の地位にあり続けるべきではない」として、総理大臣の職を辞すると表明しました。
一方、「コロナ対応に障害が生じることは避けなければならない」とし、「7 月以降の感染拡大が減少傾向であったこと、そして冬に向けた対策をまとめられたため、新体制はこのタイミングしか無いと判断した」と説明。任期途中での退任を国民に謝罪しました。
新型コロナ対策については、現在 2 類感染症以上の取扱いとなっているが、保健所や医療機関の負担の軽減、病床の効率的な運用を図るため、政令改正も含めて運用見直しを検討。検査体制の拡充や、軽症者・無症状者は療養施設や自宅で療養する方針なども表明しました。

ソース: Impress Watch

独立記念日でのモディ首相のスピーチ

第 74 回独立記念日のレッド・フォートでのナレンドラ・モディ首相の演説は、政府の実績と計画を長期間想起させました。首相は、インドのコロナウイルスとの闘い、インドをどう結びつけたか、中国との衝突、そして「アッマ・ニルバール・バラト」（自立したインド)構想について詳細に語りました。彼はまた、今後の計画についても詳しく説明しました。その中には、National Digital Health Mission、New Education Policy、少女の結婚最低年齢の見直し、作業中のコロナウイルスのワクチンなどが含まれています。

コロナウイルスについて： 首相は、今年は世界中で起きているこのような最大の出来事、パンデミックについて言及しないと、スピーチを終えることはできないと述べました。彼はこの危機がすべてのインド人を一つにしたと言い、国に献身的に尽くしてくれたコロナの戦士たちに感謝しました。

Atma Nirbhar Bharat Initiative 「自立したインド」について： モディ首相は、コロナウイルスはインド人に自立国家の重要性を認識させ、私たちは地域のために声を上げなければならないと言ました。彼は、インドが再び達成しなければならない完成品の生産において、世界中でどのように評価されているかを皆に思い出させました。したがって、首相は 「インドで作ろう」 だけでなく、 「世界のために作ろう」 も売り込みました。

インフラについて： スピーチでは、インドのインフラ全体が、インドを速いペースで近代化へと移行させるための新たな方向性を必要としており、このニーズは 「国家インフラ・パイプライン・プロジェクト」で満たされると述べました。彼はさらに、政府は 10 兆ルピー以上を投入する予定であり、全国をマルチモーダル接続インフラで結ぶための 7,000 のプロジェクトが特定されていると付け加えました。

福祉計画について： モディ首相は、「ガリブ・カルヤン・ロイガル・アビヤン」というイニシアティブの下、村の人々に雇用機会が提供されていると述べました。

国家教育政策について： モディ首相は「教育は、自立した近代的で新しく豊かなインドを築くために最も重要であります。それで、国は新しい国家教育政策を受けました。」と述べました。

光ファイバー、デジタルについて： 首相は、コロナウイルスの大流行の中でデジタル・インドの重要性が認識されたと述べ、今後 1,000 日間でインドのすべての村が光ファイバーで接続されると発表しました。

National Digital Health Mission について： モディ首相は National Digital Health Mission (NDHM)を発表しました。このミッションでは、すべてのインド人が医療 ID を持ち、医療カードを通じてシームレスな医療サービスを保証します。彼は、これがインドの医療分野に革命をもたらすだろうと言いました。

コロナウイルス・ワクチンについて： モディ首相によると、現在、3 種類の COVID-19 ワクチンが研究されており、ワクチンがすべてのインド人に確実に行き渡るようにします。

インドと中国の衝突について： 首相は、インド軍はこの国に立ちはだかるあらゆる挑戦を阻止してきたし、今後も阻止していくと述べました。

ソース：Business Today

日本はインドにおける COVID-19 パンデミック対策のため緊急ローンを発表

日本は、COVID-19 危機におけるインドの保健・医療ポリシーの実施や集中治療室を備えた病院の開発などを支援するため、最大 500 億円の緊急支援ローン、円借款を行うことを発表しました。今回のローン金額は、経済や保健分野に広範な影響を及ぼしている COVID-19 危機へのインドの対応を支援するために、**これまでに発表された支援の中で最大ローン金額と考えられます。**このローンの条件は、年利 0.01%の利子と、4 年の据置期間を含む 15 年の償還期間で構成されています。

このローン金額は、インド政府による保健医療政策の実施を支援し、現在インドでは十分に供給されていない ICU、感染予防および管理施設を備えた病院の開発につながるものであります。

また、インド各地の多くの村々において、デジタル技術を活用した遠隔医療の充実が期待されています。これらの措置は、国内における感染のコントロールし、同国の社会、経済及び持続可能な開発の回復及び安定に貢献します。また、日本の政府開発援助スキームにおいても、保健省がインドの経済社会開発計画に対し 10 億円の無償資金協力を実施しています。インドの感染症対策や保健・医療体制の強化につながります。このプログラムは、インド政府に酸素発生器を提供し、それらの酸素発生器は危機的状況下の COVID-19 患者の治療に使用することができます。

ソース：Hindustan Times

中国からの生産拠点の移転、インド、バングラデシュを追加

経済産業省は中国などから東南アジア諸国連合（ASEAN）への生産拠点の移転を促す補助金について、インドやバングラデシュも移転先の対象に加えました。支援対象先を広げて特定の地域への依存度を下げ、非常時でも安定して医療用資材や電子部品などを供給できる体制をめざす目的です。

政府は 2020 年度補正予算に東南アジアに工場を分散させる補助金に 235 億円を計上しました。3 日に 2 次募集を開始したのに合わせ「日 ASEAN のサプライチェーンの強靱（きょうじん）化に資する案件」も対象に加えました。インドやバングラデシュを想定します。

2 次募集は生産拠点の分散に関する事業の実施可能性の調査や試験的な設備の導入、モデル事業の実施などが対象です。補助総額は数十億円になる見通しです。

日本の企業の供給網（サプライチェーン）は中国に偏っており、コロナ禍で供給が途絶えるなどの問題が起きました。6 月までの 1 次募集では 30 件の事業を対象に合計 100 億円強を採択しました。

ソース：日本経済新聞

チャーターフライト再開の期待

コロナウイルスの拡散のため、今年 3 月から国内線を除く国際線はすべて運航を停止しており、全国各地への発着ができなくなっています。これがビジネスの妨げとなり、日本のビジネスマンがインドに到達するのを妨げました。

こうした状況を踏まえ、インドに進出している日系企業約 450 社で構成される　商工会は、インド政府の特別許可を得て、約 170 人の乗客を乗せ、5 日に日本の羽田からインドのニューデリー国際空港にチャーター便で到着する手配をしました。

この 170 人の乗客のうちの一人は 6 カ月ぶりにインドへ戻り、「インドでの感染拡大が心配だったが、戻れてよかったです。そして、すぐに企業活動が再開されることを願っています」とコメントを残しました。商工会議所は、インドでの感染拡大に注意しながら、日本からのチャーター便の運航を続けたいと考えています。ビジネス交通の再開に向けた動きとして期待されています。

ソース：NHK Japan

インドはアッサム州に日本企業向け工業団地を設置する予定

インドはアッサム州に日本の第 13 番目の工業都市を建設し、国内の製造業を促進し、両国間の経済関係を強化することを目指して一歩前進しました。
産業・内部貿易促進省（DPIIT）の Guruprasad Mohapatra 長官は Invest India で「排他的投資フォーラム」と題したビデオ会議で講演しました。彼は、彼らが国中の産業地域とクラスターの地理情報システム対応データベースに取り組んでいると述べました。
「インフラの面では、インドはすでに 9 つの州に 12 の日本の工業都市を持っています。これらの工業都市は、世界レベルのインフラと設備をすぐに導入できる総合工業団地であり、日本企業専用の事前承認済みライセンスと投資インセンティブを備えたプラグアンドプレイ工場です。」と彼は付け加えました。また、日本企

業や投資家がインドで活動する上で直面している問題を効果的かつ期限を定めた方法で特定し解決することを目的として、ファストトラック制度を検討していると述べました。
Mohapatra 氏によると、インドは 「Zero Liquid Discharge」 のような規制コンプライアンスを撤廃し、半導体などの分野への投資を奨励しています。半導体分野については、インドの 「Zero Level Discharge」 政策を検討し、今後の道筋を議論するためのハイレベルな会合も予定されています。彼は、2021 年 4 月までに、起業家が投資前の助言や地場の銀行に関する情報を提供したり、ワンストップ・デジタル・プラットフォーム上の企業を支援するための認可を受けやすくするために、投資認可センターが設立されることを望んでいます。
これと関連して、Goyal 商工相は、 「日本は最も重要で信頼されている貿易相手国の一つであり、インドへの直接投資額では第 4 位だ。そして、両国は真の投資家からの信頼できるパートナーを求めているため、現在のパートナーシップは、提案されている日印産業競争力パートナーシップ（IJICP）を通じて確実に拡大するだろう。」と述べました。
IJICP の下で、両国の通商産業省は、外国直接投資促進のための工業地帯の開発及び利用、物流コストの削減、並びに円滑な政府手続の促進の分野における議論を通じ、インドの産業競争力強化に向けて共同で取り組みます。
田中経済産業事務次官は、今回のパートナーシップにおいて、両国は、土地の割当て、遅延支払い等の分野別及び企業固有の問題について議論する予定であり、これらの企業固有の問題を解決することは、投資先としてのインドのイメージ向上にも役立つと述べました。「インドは世界の輸出拠点となる可能性が高いが、価格競争、品質問題、物流システムの脆弱性などの障害を取り除く努力が必要である。」と付け加えました。

ソース：Economic Times

Odisha 州は日本企業の投資誘致に向け専用工業地帯を提供

インド商工会議所 （ICC） が主催した日印投資フォーラムでは、Odisha 州のエネルギー・MSME・産業大臣(Captain Dibya Shankar Mishra)が投資プロセスの合理化のために講じられた措置、及びビジネスに優しい環境を作り出す方法について話を行いました。日本からの投資を誘致するため、Odisha 州の産業局は、安定したガバナンス、最先端の産業インフラ、豊富な天然資源、戦略的に配置された海岸線などの利点を共有しました。
大臣はまた、州で設立を計画している新しい産業を支援するために、投資の基礎作りの過程を通してそれらを手にする効率的な単一システムがあると述べました。「日本からの投資家を引き付けるために、専用の工業団地があります」と付け加えました。
彼はまた、「州政府は、新しい産業プロジェクトに必要な専用の研究所、従業員のための寄宿舎、その他の施設を備えたプラグアンドプレイの工業用地である 3.53 平方キロメートルの工業用地を提供しました」と語りました。
イベントでは、産業省の首席書記官 – Hemant Sharma は、州は 2,500 エーカーのセットアップ可能な工業用地があり、石油化学ユニットを設定しようとする投資家のためのインド石油公社の大規模な原油精製施設の

土地でもあると述べました。彼はまた、 「豊富な天然資源、他の多くのインド州の工業国よりもコストがかからない余剰電力、およびアジア市場の範囲内に戦略的に配置された海岸線を持ちます。なので Odisha は、日本のような国にとって最も有望な投資先になるだろう」 と付け加えました。

ソース：Economic Times

ある日系の自動車メーカーが四半期赤字に！

インドのある日本の自動車メーカーは、米国、日本、インドを中心にコロナウイルスの大流行で売上高が急落し、4-6 月期の業績が悪化したと発表しました。
その会社の副社長は「売上高と利益は回復すると予想されます。コロナウイルスが世界的に流行しているため、先行きは不透明ですが、影響の多くはロックダウンによる生産・販売の困難によるものです。コロナウイルスの流行状況を受け、同社はオンライン販売の強化やスリム化など、事業の再構築の必要性を再確認しました。」と彼はのべました。
同社は、インドやインドネシアなどでパンデミックが急速に拡大していることや、景気低迷が個人消費にどのような影響を及ぼす可能性があるかを挙げ、コロナウイルスが個人消費に影響を及ぼしている経済を悪化させていることから、将来が不透明であると認識しています。
同社によると、4-6 月期の二輪車部門の営業利益は維持できたが、4-6 月期の全体的な損失の減少を防ぐには十分ではなかったとのことです。さらに、中国は引き続き同社にとって重要な市場だといいます。最近のデータによると、中国の自動車市場はすでに回復し始めており、これは日本の自動車メーカーにとって朗報です。

ソース：Business Standard

インド,日本間の製薬・医療機器分野における緊密な協力が必要

医薬省の長官 P.D.Vaghela 氏は、日本の投資家のためのバーチャルフォーラムで講演し、自身の見解を述べました。インドでは海外直接投資 (FDI) が非常に活発に行われており、政府も FDI 提案の迅速な承認を可能にしていることから、インドの製薬・医療機器産業における機会を生かすためにインドと日本、両国が協力することが必要であると彼は言いました。

日本との貿易では、API や一部のジェネリック医薬品の輸出を約 180 ミリオンドルで行い、高級医薬品や医療機器の輸入を約 268 ミリオンドルで行っています。それに、インドは、医療機器を合計 56 ビリオンドルで世界中から輸入しています。これを比較すると、彼は「日本はインドの輸入シェアが非常に小さそうです」と

述べました。また、「だからこそ、インドが提供する機会から日本が最大限に活用できるよう、両国が協力する必要があるのです」と付け加えました。

Vaghela 氏は、インドには利用可能な土地と一緒に 81 の Pharma ブロックがあり、4 つのスキームを最近ローンチしたと語りました。その 4 つのスキームで、 2 つのスキームはバルク薬物、薬物中間体および活性医薬品成分（API）のための主要な開始資料（KSM）の製造に焦点を当てています。以前は彼に日本がこれらのスキームへの投資に関心を持っている可能性があると述べていましたので、パートナーシップを締結するか、日本がこれらのスキームへの投資を容易に行えるようにサポートすることができると述べました。最後に、彼はインド政府が全国で医療機器の製造を促進するための生産連動インセンティブ（PLI）スキームを開始したことを伝えました。

ソース：Express Pharma

インドから日本に鉄鋼セクターへの投資要請

世界第 2 位の鉄鋼生産国であるインドは、日本に鉄鋼セクターへの投資を要請しました。日本貿易振興会（JETRO）及び在インド日本国大使館が主催したビデオ会議に対し、州政府及び鉄鋼省の代表者は、アピールを行いました。そのテレビ会議はインドと日本の「鉄鋼セクター、課題、新たなビジネスチャンス」についてでした。世界的なパンデミック COVID-19 と、インドが国際的なサプライチェーンを再考したことにより、日本のインドへの本格参入機会が拡大し、鉄鋼セクターへの投資も容易になることから、インド市場はより魅力的なものとなります。

ソース：Yahoo Japan News

日本からインドのスタートアップへの興味の増加

日本とインドは、常に良好な長期関係を維持しており、その結果、日本からの直接投資（FDI）全体が増加しています。ここ数年の投資動向を見ると、日本の投資家がインド市場に大きく進出していることが分かります。そして今、彼らはインドのスタートアップエコシステムにおける最大のディールメーカーの一つです。

2019 年の「Indo-Japan Emerging Technology and Innovation AIF」の立ち上げは、日本の投資家から 1 億 5000 万米ドルの資金を集め、人工知能（AI）、フィンテック、ヘルスケア、消費者、教育、ロボット、自動化、B 2 B ソフトウェアなどの分野に特化した 200 社以上のインド企業への投資を計画しています。

COVID-19 は、主に最近のインドの FDI 政策の変化により、日本の投資家がインドのプライベート・エクイティ及びベンチャー・キャピタル市場における地位を強化する機会を提供すると推測できます。これまでバングラデシュやパキスタンからの直接投資に対してのみ 2020 年 4 月 17 日同様の規制がかけられていたが「インドと国境を接する国に所在する個人又は団体からの直接投資は、政府ルートの対象となる。」とされ、今後は中国からのあらゆる形態の直接投資(香港を含む) も政府ルートを通じてのみと規制されました。これは、政府が近年実施してきた FDI 分野の全般的な自由化からの大きな転換であり、これらの外国投資政策の修正は、インドの新興企業が中国投資を引き付ける上で大きな障害となる可能性があります。また、中国からの投資が減少する可能性があるため、インドの新興企業が日本の資金を引き付けようとするようになるかもしれません。

「中国と日本の投資家の投資手法には大きな違いがある。企業を中心に積極的に投資してきた中国とは違って、日本人は時間をかけて投資ファンドや企業を通じてインド市場に徐々に進出してきた。」

インドのスタートアップ・エコシステムへの日本の投資家の関与が高まっていることは、インドの消費者市場の物語に参加することへの彼らの関心の高さを示しています。日本のスタートアップ・エコシステムではベンチャーやシード投資に対する需要が限られており、後期の資金調達よりも IPO を優先しているため、日本は魅力的なスタートアップを世界的に探しています。

日本の投資家が国内市場への投資に消極的な主な理由の 1 つは、日本のスタートアップエコシステムと、民間や独立したイノベーションを促進する他のエコシステムとの違いです。しかし、COVID-19 は日本経済にも影響を与え、再び景気後退に突入しました。これが日本の投資に影響するのか、それとも日いづる国がインドで輝き続けるのかはまだ分かりません。

ソース：India Business Law Journal

経済産業省及び JETRO フォーラムにより日本企業から投資のため促進措置

8 月 6 日には、インド商工省、日本経済産業省、インベスト・インド(インド商工省傘下の投資誘致機関) 、JETRO と連携し、「インド投資フォーラム」についてフォーラムを開催しました。このフォーラムは、インド市場への参入に関心を持つ日本企業の意見を聞き、日本企業がインドで直面している問題を解決するために立ち上げられました。

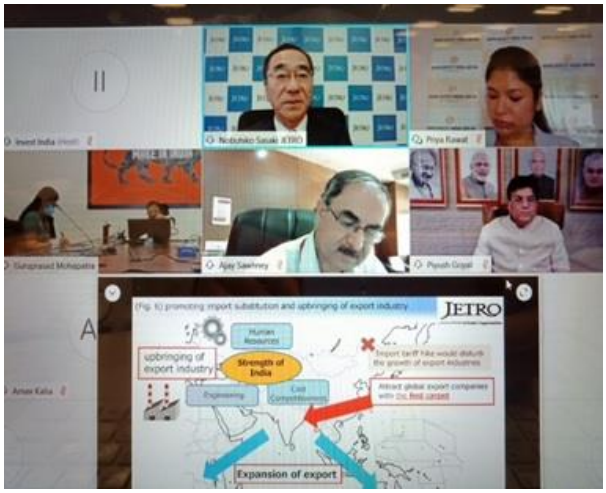

インドに投資してきた日本企業は、両国の拡大に対するビジョンを共有しました。佐々木氏は、インドの成長の最大の障害は、世界のサプライチェーンや輸出に不可欠な物流インフラの欠如であると述べました。

そのため、輸送に時間がかかる、追跡できない、輸送中に製品が破損したり、という懸念点があり、企業は輸出をためらっています。また、日本企業は常に複雑な税制、労働者保護のための労働法、役所と手続きの扱いの曖昧さ、煩雑さといった問題に直面していると述べました。
佐々木氏の意見について、別の日本人講演者は、「これらの問題を克服しなければ、日本企業の数の市場参入は決して劇的に増加しません。そして今こそ、インド政府がこれらの問題の解決に向けてダイナミックに取り組む時であります」と付け加えました。
インドのある講演者は、2021 年 4 月までに日本企業の投資環境問題にも対処する投資ライセンスをサポートするワンストップデジタルプラットフォームの立ち上げについて言及しています。
JETRO は「インベスト・インディア」との協力の下、8 月にインドへの新規投資を検討している日本企業とインド商工省幹部との個別オンラインインタビューを計画していると結論づけていました。JETRO は、インド日本商工会と協力して、毎年、会員企業の問題に対し、ビジネス環境改善に解決に向けた働きかけを行っています。

ソース：JETRO

インドのノベルコロナウイルスの最新情報

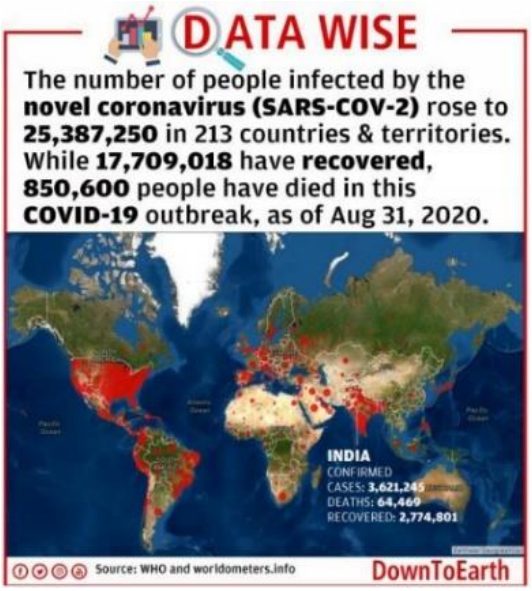

インドでは、合計約 360 万人のコロナウイルスのケースが報告されており、そのうちの 65,288 人がこのパンデミックで死亡しました。国内で 785,996 人のケースがまだ発見されている一方で、2,839,882 人の患者が感染からすでに回復しました。回復率は 76.24%まで上昇し、死亡率はさらに 1.83%まで低下しました。
マハラシュトラ州は、インドでパンデミックの被害が最も大きかった州であり、アンドラ・プラデシュ州、タミル・ナードゥ州、カルナタカ州と続いています。8 月初めに感染の陽性率は首都ニューデリーが 6%から 9%に上昇しました。
インドは、米国とブラジルに次いで世界で 3 番目にコロナウイルスの症例数が多い国となっています。Worldometers によると、世界のコロナウイルス感染者数は 8 月 31 日時点で 2 億人を突破しています。

インドで COVID-19 ワクチンが利用可能になるのはいつですか?

「世界で COVID ワクチンの開発に貢献しており、インドも遅れをとっていません。インドでは約 7-8 のワクチン候補があり、そのうちの 3 つは臨床試験段階、残りは前臨床試験段階にあります。今年末までに COVID-19 のワクチンができることを期待しています」と保健福祉部長官の Dr. Harsh Vardhan は述べました。

現在、インドでは 3 つのワクチン候補が試験段階にあります。Bharat Biotech 社の Covaxin と Zydus Cadila 社の ZyCoV-D はすでに第 2 相臨床試験を開始していました。オックスフォード大学によって開発された別のワクチン候補である Covishield は、最近インドで第 2 相臨床試験を開始しました。ワクチンメーカーの AstraZeneca は、インドおよび低所得国向けに Oxford の COVID-19 ワクチン候補を製造するために、Serum Institute of India と契約を結びました。

COVID-19 ダッシュボード（2020 年 8 月 31 日現在）

Total Cases	Active (21.29%)	Discharged (76.94%)	Deaths (1.77%)
36,91,166	7,85,996	28,39,882	65,288
69921 ↑	4021 ↑	65081 ↑	819 ↑

インドにおける COVID-19 ケースの州別の状況

State/UTs	Confirmed (Total)	Active	Recovered (Discharged)	Deceased (Deaths)	Active Ratio	Recovered Ratio	Deceased Ratio
Andaman And Nicobar	3,132	439	2,647	46	14.02%	84.51%	1.47%
Andhra Pradesh	4,34,771	1,00,276	3,30,526	3,969	23.06%	76.02%	0.91%
Arunachal Pradesh	4,112	1,220	2,885	7	29.67%	70.16%	0.17%
Assam	1,09,040	23,273	85,461	306	21.34%	78.38%	0.28%
Bihar	1,36,457	16,335	1,19,540	582	11.97%	87.60%	0.43%
Chandigarh	4,346	1,859	2,431	56	42.77%	55.94%	1.29%
Chhattisgarh	31,503	14,237	16,989	277	45.19%	53.93%	0.88%
Dadra And Nagar Haveli And Daman and Diu	2,367	284	2,081	2	12.00%	87.92%	0.08%
Delhi	1,74,748	14,626	1,55,678	4,444	8.37%	89.09%	2.54%
Goa	17,418	3,649	13,577	192	20.95%	77.95%	1.10%
Gujarat	96,300	15,524	77,756	3,020	16.12%	80.74%	3.14%
Haryana	64,732	11,371	52,672	689	17.57%	81.37%	1.06%
Himachal Pradesh	6,116	1,563	4,515	38	25.56%	73.82%	0.62%

Jammu And Kashmir	37,698	7,980	29,015	703	21.17%	76.97%	1.86%
Jharkhand	41,656	14,096	27,143	417	33.84%	65.16%	1.00%
Karnataka	3,42,423	87,254	2,49,467	5,702	25.48%	72.85%	1.67%
Kerala	75,385	23,553	51,538	294	31.24%	68.37%	0.39%
Ladakh	2,681	773	1,874	34	28.83%	69.90%	1.27%
Lakshadweep	0	0	0	0	0%	0%	0%
Madhya Pradesh	63,965	13,914	48,657	1,394	21.75%	76.07%	2.18%
Maharashtra	7,92,541	1,94,399	5,73,559	24,583	24.53%	72.37%	3.10%
Manipur	6,252	1,894	4,330	28	30.29%	69.26%	0.45%
Meghalaya	2,368	1,196	1,162	10	50.51%	49.07%	0.42%
Mizoram	1,011	420	591	0	41.54%	58.46%	0%
Nagaland	3,950	874	3,067	9	22.13%	77.65%	0.23%
Odisha	1,03,536	25,758	77,286	492	24.88%	74.65%	0.48%
Puducherry	14,411	4,849	9,334	228	33.65%	64.77%	1.58%
Punjab	53,992	15,512	37,027	1,453	28.73%	68.58%	2.69%
Rajasthan	81,693	13,825	66,812	1,056	16.92%	81.78%	1.29%
Sikkim	1,652	424	1,225	3	25.67%	74.15%	0.18%
Tamil Nadu	4,28,041	52,578	3,68,141	7,322	12.28%	86.01%	1.71%
Telengana	1,27,697	31,699	95,162	836	24.82%	74.52%	0.65%
Tripura	12,153	4,366	7,674	113	35.93%	63.14%	0.93%
Uttar Pradesh	2,30,414	54,788	1,72,140	3,486	23.78%	74.71%	1.51%
Uttarakhand	19,827	5,908	13,650	269	29.80%	68.85%	1.36%
West Bengal	1,62,778	25,280	1,34,270	3,228	15.53%	82.49%	1.98%

ソース：MyGov および MoHFW からの表データ

UNLOCK 4.0 説明

インド政府は、アンロック4について、ガイドラインを発表しました。このガイドラインは、９月１日から施行され、９月30日まで効力を有します。

新ガイドラインによれば、以下のとおりであります。

- メトロは９月７日から段階的に運転を再開することが認められ、SOPも発行される予定です
- 政治的、宗教的、社会的、スポーツ的な集会は、フェイスマスクの着用やソーシャルディスタンスの維持などの強制的な予防措置とともに、９月21日から100人までの集会が許可されます
- 学校、大学、教育・指導機関は９月30日まで閉鎖し、９から12名のクラスの学生には一部の緩和措置を講じます
- 国際航空旅行は、政府が許可する場合を除き、引き続き停止されます
- 近隣諸国との条約の下での国境を越えた貿易を含む、人と商品の州間および州内の移動には、いかなる制限も必要はなくて、個別の許可またはe-許可は必要ありません
- 州政府及び連邦直轄領は、中央政府と**事前**に協議することなく、封じ込め区域外でいかなる封鎖を課すことも許されません

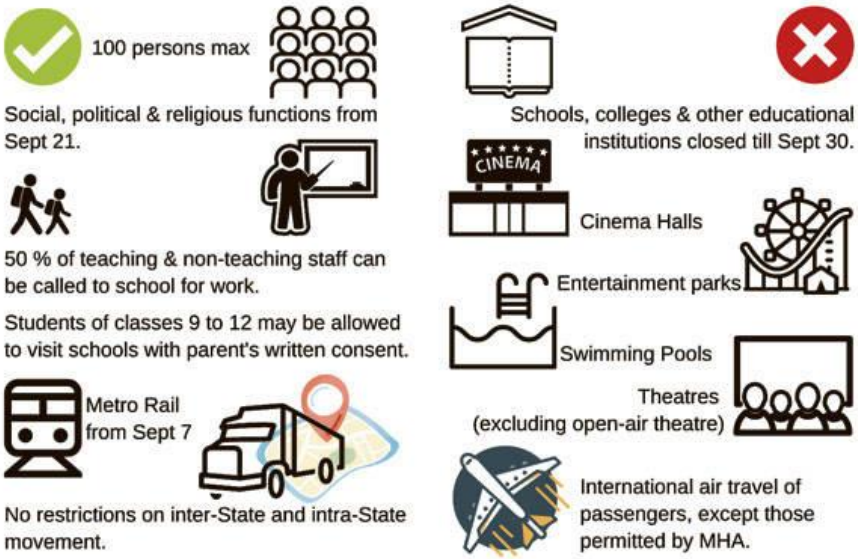

インド入国にかかるチャーター便

就航、入国、査証に関して

前回の８月５日着のチャーター便に加えて、８月28日にも第二便のチャーター便が就航されました。162名の方が入国し、その中で36名の方が新規に査証を取得された方でした。（うち９名は帯同）

第一便では帯同の査証が認められていなかったところが今回は数名ですが、新規の帯同も含め認められました。入国後は 7 日間の政府指定ホテルに隔離ののち、7 日間自宅で自主隔離する必要があると発表されています。政府指定施設での隔離免除を希望する方や、当日にデリーからインド国内への乗り継ぎを希望の方は、デリー空港のホームページより WEB 申請が必要です。

ソース：JCCII

コロナ禍における諸外国からの日本への入国について

外務省の発表によりますと、8 月 28 日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。入国拒否対象地域に新たに 13 か国が追加、なお現在対象の国、地域は 159 か国。（＊日本国籍者は対象外）

本邦滞在中の在留資格保持者の再入国予定の申し出について

日本国政府は、8月31日までに再入国許可（みなし再入国許可を含む）をもって出国した在留資格保持者で所定の手続を経た者に対し、出国日に拘わらず、9月1日（本邦到着分）以降の再入国を認めることを決定しました。9月1日以降に出国する場合は新しく所定の手続きが必要になります。詳細は以下のページをご覧ください。

ソース：http://www.moj.go.jp/content/001326711.pdf　（出入国在留管理庁）
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00245.html

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る上陸拒否の措置に関し、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして、入国・再入国を許可することのある具体的な事例

以前は記載のなかった新規入国にかかる点で以下の点が追記されました。

新規入国する外国人

- 日本人・永住者の配偶者又は子
- 定住者の配偶者又は子で、日本に家族が滞在しており家族が分離された状態にある
- 「教育」又は「教授」の在留資格を取得する外国人で、所属又は所属予定の教育機関に欠員が生じており、その補充がないと当該教育機関の教育活動の実施が困難となるなどの事情を解消するために入国の必要があるもの
- 「医療」の在留資格を取得する外国人で、医療体制の充実・強化に資するもの

入国目的等に応じて、滞在先の国・地域の日本国大使館・総領事館において、査証の発給を受ける必要があります。

ソース：http://www.moj.go.jp/content/001325802.pdf　（出入国在留管理庁）

“Air Bubble” により外国人の再入国、国際線の再開

“Transport Bubble” or “Air travel arrangements” は Covid-19 のもたらしたパンデミックの結果、定期国際航空便が運休となっており、その間に商業旅客サービスの再開を目的とした二国間の一時的な取り決めです。これはインドのみならず、受け入れ側である両国が同様の恩恵を受けています。

インドはこのスキームをアメリカ、フランス、ドイツとまず締結し、次にイギリス、カナダと国を追加し現在では８か国が対象となっています。

こちらのスキーム下ではビジネス関係のみならず、インドの OCI ホルダーもインドへ入国が可能となっています。これにより、ビジネス、治療を受ける目的、雇用のためにインドへ入国する国が正式に増えました。

現状は認可がおりていないものの、タンザニア、南アフリカ、日本もそこの候補に名が挙げられております。

日本からのチャーター便のように渡航前に PCR 検査を受ける必要がある場合もありますが、国際線の通常化に大きな一歩を着実に踏み出しております。

その他、Vande Bharat Mission というビジネス等の理由で諸外国に住んでいるインド人をインド国内に帰国させる臨時便、帰国サポートプロジェクトも同時並行で行っております。

OCI＊ Overseas Citizen of India　インド人の配偶者を持つ者等に対し発給されるもの（諸条件有）

ソース：https://www.civilaviation.gov.in/en/about-air-transport-bubbles ,Times of India & Business insider India

「自立したインド」：コロナ禍でもビジネス機会を獲得

５月の演説でモディ首相は、**「自立したインド」**のビジョンを提示し、ポスト COVID 19 の世界とインドの国際競争力にとってこのビジョンが不可欠であると述べました。「この自立したインドは、**経済、インフラ、システム、人口、需要という 5 つの柱**に基づいています」と付け加えました。また、事業の活性化、新たなサプライチェーンの構築、より良い製品の創出、世界の景気回復をリードすることによって、今回の災害をどのように機会に変えるべきかを説明しました。

これを受けて在日本インド大使館でも、 COVID-19 の影響やビジネス機会の範囲をお伝えするため、「自立したインド」のキーポイントを発表しました。日本企業とインドとのビジネスに関する「自立したインド」で最も注目すべき点(以下、表へ記載)をハイライトするため、経済通商省の Mona Kandar 氏にインタビューさせました。

インドの現在の経済状況	「自立したインド」のキーポイント
インドの経済が再開! 景気動向指数（PMI）をみると、製造業やサービス業の景況感が上昇していることが分かります。電力消費と間接税収入も増加しています。 インドもまた、米国、フランス、ドイツが国際旅行をするために国と国の間の交通規制を緩和する「トラベルバブル」の実施を決定したことから、緩和への動きが加速しています。 そのため、経済の回復と死亡率を低下させるための徹底した努力とコロナウイルスの拡散防止とのバランスを保つことが必要となっています。	以前は、民間セクターと海外投資に開放されていない分野があり、自由なビジネスの発展が妨げられていました。政府は「自立したインド」をビジョンに掲げ、ビジネスのしやすさを追求する方向性を示しています。今回これまで手付かずだった分野も含む一連の必要な改革を実施します。財政健全化を通じて将来の高成長を確保するとともに、経済の一層の円滑化に資するインドの製造業と輸出を促進し、経済の回復を図ります。

新たな機会の創出における改革の産業への影響		
農業	エネルギー	その他の産業 ： 防衛、航空など
1. インドの経済成長にとって重要ため、内需としてのインド経済と農業の活性化 2. 農業者の所得向上のための作物保険、農業補助金等の措置 3. 集荷と直売のインフラを構築のため、約 1 兆 4000 億円の農業インフラ基金を設立 4. 農業者の緊急運転資金として約 4200 億円を借り換え 5. 農村部に二輪車・トラクターの需要が増加 6. 今年はモンスーンの予報も良いと考えられています **日本企業の場合:**	1. 電力セクターによる円滑な供給、流通と民営化の促進 2. 産業用電力価格の下落見通し 3. 石炭及び鉱業セクターの参入基準が緩和され、かつ、開放 4. 石炭のガス化及び液化のビジネスは、インドにおけるガス化を促進するために共有された利益を返還することにより奨励金を支給されます 5. 鉱物セクターにおけるシームレス複合探査、採掘、生産システムの導入 6. 太陽力発電の分野でインセンティブを提供	1. 防衛製造業への外国投資の上限を 49%から 74%に引き上げます 2. 現在輸入されている製品の国内生産を促進するため、自動ルートでの事前承認なしに投資が認められます 3. 民間航空の効率化のため、現在 60%しか認められていない空域の制限を緩和します 4. 政府は航空機 MRO のメンテナンス （メンテナンス、修理、運用)エコシステムに注力 5. 宇宙開発も民間セクターへの開放に進みます

7. 外国直接投資禁止産業であった**契約農業***が許可されました ***契約農業**は、企業が一定の品質の作物の生産を農家に委託し、在庫を管理し、それらを流通または加工することを可能にすることです。	7. 民間開放に向けた原子力分野の研究開発	6. 太陽電池の製造や、電力貯蔵用の高度な蓄電池の製造は、新たな優先分野となります。この分野のインセンティブも提供されます

「ビジネスのしやすさ」のさらなる追求		
事業環境の改善	**インドビジネスの詳細**	**コロナにウェビナーで投資の促進**
政府は、インドの「ビジネスのしやすさ」の改善に向けて次のように取り組んでいます。 1. 資産登録の簡素化 2. 商事紛争の迅速化 3. 税の簡素化 4. 投資プロジェクトの承認の迅速化 5. 産業情報システム（IIS）は、利用可能な産業サイトをオンラインで詳細情報と共に表示するオンラインプラットフォームであり、新規投資を促進するための準備を進めています（3,000 を超える工業団地や経済特区が計画されています）	1. インドはスタートアップのエコシステムとしては世界最大級 2. 政府は資金とポリシー支援を通じて包括的なサポートを提供 3. 研究開発ベースとして最適なインド 4. インドには多国籍企業や研究開発拠点として活動する日本企業が多い 5. PPE キット及びコロナ・クライシスにおけるその他の必要な品目は、現在、国内で製造され、輸出されています 6. 2 つの地元企業、「Bharat Biotech」と「Zydas Cadilla」はコロナのためのワクチンを開発しています	1. 在日本インド大使館は、日本企業からの応答としてウェビナーを開催し、コロナに対する活発な投資を促進しています 2. 5 月から毎週約 150 人が参加するウェビナー

中国との関係とインドビジネスへの影響	
中国との関係	インド企業との連携方法
インドは中国に対して安全保障上の懸念を示しているが、中国からの輸入規制は実施されていません。	日本企業はインド企業との協力に興味を持っており、駐日インド大使館は日本企業が多くの選択肢を持つ良い信頼できるパートナーを見つけるのをサポートしています。

終戦記念日、終戦の日

1945 年 8 月 15 日、日本が無条件降伏し、第二次世界大戦の終結の日とされます。同日正午に昭和天皇がラジオ放送にて、国民および陸海軍に「ポツダム宣言の受諾」と「軍の降伏の決定」をアナウンスしました。

平和を誓うため 1963 年以降、毎年 8 月 15 日に全国戦没者追悼式が行われていました。

1982 年に有識者懇談会の意見を受けて「戦没者を追悼し平和を祈念する日」とすることが閣議決定されました。

ラクシャ・バンダン

兄弟と姉妹の関係は素晴らしく、世界各地で重要視されています。その絆は言葉では言い表せないほどユニークです。さらに、インドでは、兄弟姉妹の愛をささげる「ラクシャ・バンダン」という別のお祭りがあるので、この関係はより重要になります。

「ラクシャ・バンダン」の意味とシンボル

ラクシャ・バンダンは「守護の結び目」という意味です。このお祭りの日に、兄弟姉妹間の義務の象徴として、姉妹は兄弟の繁栄と健康と幸福のためお祈りし、その代わりに兄弟はあらゆる方法で生涯にわたって、姉妹を守ると約束しています。このお祭りは、兄弟姉妹の永遠の愛を象徴しており、単なる血縁関係にとどまりません。親戚、いとこの兄弟姉妹の間でも行われます。

どのようにお祝いをするのか?

この日、姉妹が兄弟の手首にラキ（写真参照ください）を結びつけて、厄から守り、末永く幸せを祈ります。そのお返しに、兄弟は贈り物を差し出し、姉妹を危害から守ると約束しています。

このように、ラキは兄弟姉妹の愛の絆を強め、心の絆をよみがえらせます。このラキの中には、神聖な感情と祝福が宿ります。それはまた、生命の進歩の象徴であり、一体性の主要な伝達者として働く、偉大な神聖な一体の詩でもあります。

独立記念日

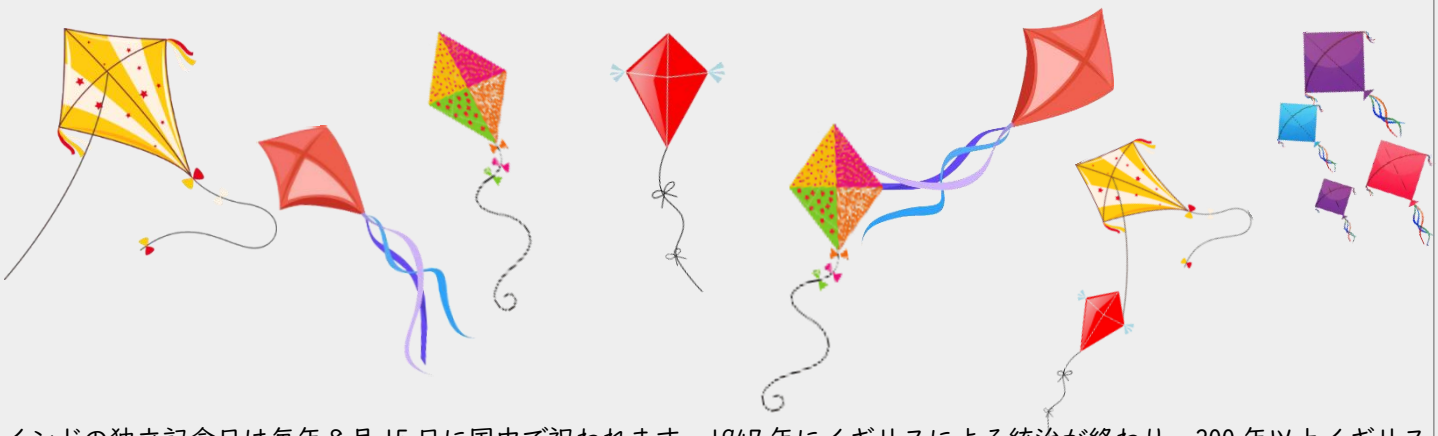

インドの独立記念日は毎年 8 月 15 日に国中で祝われます。1947 年にイギリスによる統治が終わり、200 年以上イギリスの植民地主義の束縛にあったあと、自由で独立したインド国家が樹立されました。また、インド亜大陸が 1947 年 8 月の 14 日と 15 日にかけて真夜中にインドとパキスタンに分割されたことを記念する日でもあります。この幸運な日は、すべてのインド人に新しい始まりと解放の時代の始まりを思い出させるので、国民の日のリストの中で非常に大きな基盤を持っています。

どのようにお祝いをするのか?

独立記念日はインド中で国旗を掲揚する式典、パレード、文化的イベントが行われます。この日の準備は 1 カ月前から始まります。また、ニューデリーの政府庁は休日中、閉まっているにもかかわらずライトアップされたままです。
首相は、オールド・デリーのレッド・フォート(史跡)で行われる国旗掲揚式典に参加し、続いて軍隊と警察が行進しています。そして、首相は昨年のインドの主な成果と今後のチャレンジ・目標について国民に語ります。

凧揚げは 「自由の精神」 を意味する独立記念日の伝統にもなっています。独立記念日には、さまざまな色、形、大きさの凧に、時にはスローガンが書かれて空を埋め尽くします。

「自由の本質は、私たちの土地に深く入り込んでいるだけではなく、空の頂点にも触れています。」

For enquiries, you may reach us at:

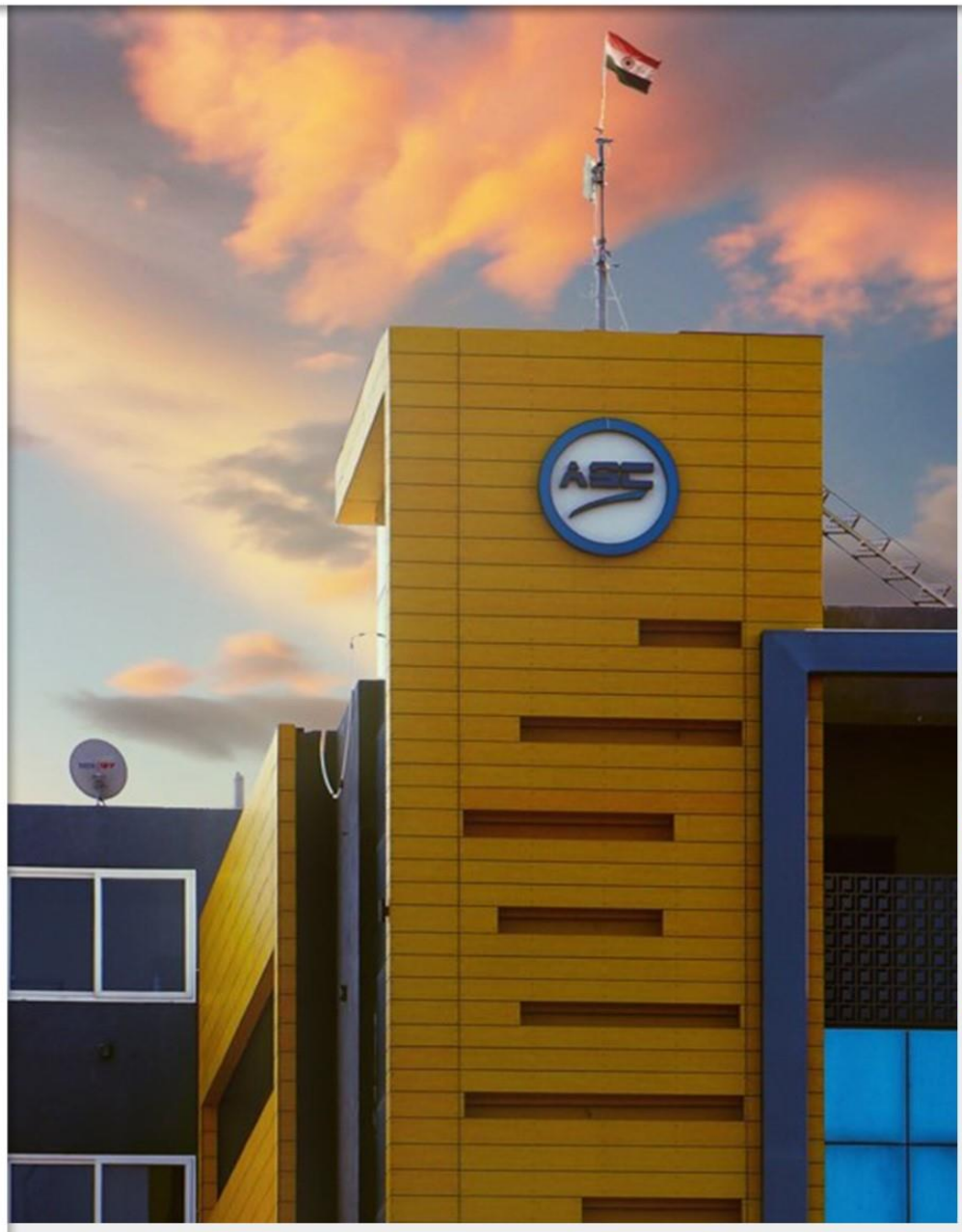

Delhi Head Office
73, National Park, Lajpat Nagar IV,
New Delhi - 110024 (India)
Phone: +91-11-41729056-57, 41601289
www.ascgroup.in,info@ascgroup.in

Noida Corporate Office
C-100,Sector-2,Noida- 201301
Uttar Pradesh (India)
Phone No: +91-120-4729400

Gurgaon Office
605, Suncity Business Tower
Golf Course Road, Sector-54,
Gurugram - 122002, Haryana (India)
Phone No.: +91-124-4245110/116

Mumbai Office
Sagartech Plaza,
B- Wing, Office No. 605,
Andheri Kurla Road,
Sakinaka, Andheri (East),
Mumbai – 400 072, Maharashtra (India)
Phone No: 022-67413369/70/71

Bengaluru Office
0420, Second Floor,
20th Main, 6th Block, Koramangala,
Bangalore - 560095, Karnataka (India)
Phone No.: 80-42139271

Chennai Office
Level2 – 78/132,
Dr RK Salai Mylapore
Chennai - 600004, Tamil Nadu (India)
Mobile No: +91-8860774980

Singapore Office
11 Woodlands Close,#04-36 H,
Woodlands 11,Singapore -737853
Mobile No: +65-31632191
www.ascgroup.sg,
info@ascgroup.sg

Canada Office
885 Progress Ave Toronto
Ontario M1H 3G3 Canada
Mobile No: +1437-774-4488
www.ascventures.ca,
info@ascventures.ca

Contact Person (Indian side)	Contact Person (Japanese side)
CA Amit Kumar Rai	**Daisuke Tokui**
Vice President	**Manager**
amit.rai@ascgroup.in	**japandesk@ascgroup.in**
M: +91-9667699523	**M: +91-9560699390**

免責事項：このニュースは細心の注意を払い作成しておりますが、参考情報としてのみ参照ください。特定の専門的なアドバイスを得ることなく、行動をとること、もしくは控えることを推奨しません。詳細については**ASC Group**にお問い合わせください。**ASC**グループおよび**ASC**グループ取締役、従業員、代理人は、パートナーは本ニュースアップデートの情報に関して、またはそれに基づく決定を行った者、または行わなかった行為から生じるいかなる損失についても、一切の責任または注意義務を負わないものとします。